

令和5年度

第9回和歌山市農業委員会議事録

日 時 令和6年3月11日（月曜日） 13時00分 開会
場 所 和歌山市農業委員会議室

報告事項	農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告事項	農地賃貸借契約等登録台帳の賃借人名義変更について
報告事項	農地法第18条第6項の規定による通知について
報告事項	農地法施行規則第29条第1号の規定による届出について
報告事項	農地法第5条受理通知書の返納について
報告事項	農地法第4条第1項の規定による農地転用届出について
報告事項	農地法第5条第1項の規定による農地転用届出について
報告事項	農用地利用集積等促進計画の認可について
議案第1号	市民農園の開設の認定について
議案第2号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第3号	農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議案第4号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議案第5号	農用地利用集積計画について
議案第6号	非農地通知について

出席委員（19名）

1番 井口 健

2番 中村 弘

3番 吉中 雅三

4番 曾根 光彦

5番 小方 保寛

6番 井上 直樹

7番 谷河 績

8番 藪 利昭

- 9番 藤田 城司
- 10番 坂東 紀好
- 11番 笠野 喜久雄
- 12番 山本 茂樹
- 13番 丸山 勝
- 14番 吉川 松男
- 15番 堀 良子
- 16番 湯川 徳弘
- 17番 貴志 年伸
- 18番 藤井 友彦
- 19番 岩橋 章博

出席職員

農業委員会事務局

- 局長 奥谷 知彦
- 課長 前口 政明
- 副課長 藤田 誠一
- 班長 中居 一樹
- 企画員 西森 和子
- 事務主査 西川 祐司
- 事務主任 清瀧 篤樹

農林水産課

- 班長 湯川 圭吾
- 企画員 川上 和徳

13時00分 開会

◆奥谷局長 それでは定刻となりましたので、谷河会長よろしくお願ひします。

◆会長（谷河 績） ただいまより、第9回農業委員会総会を開会いたします。

出席委員は19名中19名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しています。

去る2月28日、曾根委員、笠野委員、岩橋委員によりまして現地調査並びに事情聴取が行われています。

後ほど報告方よろしくお願ひします。

また、農業委員会会議規則第17条第2

項に規定する議事録署名委員は、藤井委員、岩橋委員にお願いいたします。

それでは報告事項より始めさせていただきます。

報告事項 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、説明いたします。

◆西森企画員 番外 説明します。

本件は、農地法第3条の3第1項の規定による届出があったもので、16件ありました。

全て相続による所有権の取得です。

本届出に対して受理書を交付しておりますが、本受理書は権利の移動等の効力を発生させるものではありません。

また、市外に在住の方が相続された件について補足いたします。

No. 11は住所が・・・ですが、自身で耕作することです。

以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

（各委員の了承を得て）

それでは、ご了承いただいたことといたします。

報告事項 農地賃貸借契約等登録台帳の賃借人名義変更について、説明いたします。

◆西森企画員 番外 説明します。

農地賃貸借契約等登録台帳の賃借人の名義変更が1件ありました。

以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

（各委員の了承を得て）

それでは、ご了承いただいたことといたします。

報告事項 農地法第18条第6項の規定

による通知について、説明いたします。

◆西森企画員 番外 説明します。

本件は、農地法第18条第6項の賃貸借の合意解約通知で3件ありました。

以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

（各委員の了承を得て）

それでは、ご了承いただいたことといたします。

報告事項 農地法施行規則第29条第1号の規定による届出について、説明いたします。

◆西川主査 番外 説明します。

本件は、農地法施行規則第29条第1号に規定する農業用施設の届出が1件ありました。

内訳は、農業用作業場1件です。

以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

（各委員の了承を得て）

それでは、ご了承いただいたことといたします。

報告事項 農地法第5条受理通知書の返納について、説明いたします。

◆西川主査 番外 説明します。

本件については、農地法第5条による市街化区域内の農地転用の届出に係る受理通知書の返納が1件ありました。

令和5年9月11日付で、受理通知書を交付しましたが、面積に変更が生じたため返納後に再提出となりました。

なお、P12の報告事項農地法第5条第1項の規定による届出のNo. 11と関連です。

以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

（各委員の了承を得て）

それでは、ご了承いただいたことといたします。

報告事項 農地法第4条第1項の規定による農地転用届出について、説明いたします。

◆西川主査 番外 説明します。

本件は、農地法第4条による市街化区域内の農地転用の届出で1件ありました。

2月20日付で受理通知書を交付しています。

以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

（各委員の了承を得て）

それでは、ご了承いただいたことといたします。

報告事項 農地法第5条第1項の規定による農地転用届出について、説明いたします。

◆西川主査 番外 説明します。

本件は、農地法第5条による市街化区域内の農地転用の届出で14件ありました。

2月9日付、2月20日付、2月29日付で受理通知書を交付しています。

なお、No. 11はP8の報告事項農地法第5条受理通知書の返納についてのNo. 1と関連です。

以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

（各委員の了承を得て）

それでは、ご了承いただいたことといたします。

報告事項 農用地利用集積等促進計画の認可について、説明いたします。

◆西森企画員 番外 説明します。

本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定に基づき、県知事より認可されたもので、2件ありました。

面積は田のみで2,032㎡です。

なお、令和6年1月31日および2月19日付けで県知事による認可済みです。

以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

（各委員の了承を得て）

それでは、ご了承いただいたことといたします。

続けて議案の審査に移ります。

議案第1号 市民農園の開設の認定について、提案いたします。

◆川上企画員 番外 説明します。

それでは、「市民農園の開設の認定」の議案について説明させていただきます。

本件は、市民農園を開設認定するにあたり、市民農園整備促進法第7条第3項の規定に基づき、農業委員会の決定を経る必要がありますので、農業委員会のご意見をお聴きするものです。

まず、第1号議案書とお手元に配布の資料P1をお開きください。

今回の開設場所ですが、丸印で示しております、・・・となっております。

資料P2が詳細な位置図となっております。

当該土地について、土地の所有者は・・・です。

現況は、周囲を住宅地に囲まれた畑です。

資料のP3をお願いします。

これは、市民農園施設の位置等を表示した平面図となっております。

1区画20㎡の計29区画で、付帯施設として農機具収納施設、トイレ、駐車場、井戸、ゴミ置場、休憩所の設備を備える予定となっております。

資料P4ページからP8に整備運営計画を添付しております。

今回の市民農園開設者は・・・氏で、・・・で体験農園を運営中であり、和歌山市南西部での設置の意向があり今回の申請に至りました。

資料P5に市民農園の施設の整備内容が記載されています。

農機具収納施設、井戸については既設のものを使用します。

駐車場についても、工事を伴うようなことは計画していません。

また、利用料としては、・・・となります。

農機具、種苗の準備、また定期的な栽培の指導体制も整えており、体験農園となっております。

また、開設は令和6年9月1日の予定で、5年間の使用貸借権の設定を計画しています。

P6の市民農園開設に伴う転用面積ですが、これはP5の施設整備の所要面積となっております。

P7のとおり、開園の9月の開園に向けて、認定日から8月までの間に整備を行う予定となっております。

P8の権利の設定についてですが、6月頃に予定しています。

具体的には、和歌山市が土地所有者と使

用貸借契約を締結します。

同時に、和歌山市と農園開設者とで使用貸借契約を締結します。

当該申請地につきましては、現在畑であります。所有者は農地全体の耕作が体力的に厳しく、運営者も現在適正に市民農園を運営しているため、今後、市民農園にすることで農地を有効利用することが見込まれ、市民農園整備促進法第7条第3項に掲げる1号から6号についてすべての要件を満たすと判断し市民農園として認定しようとするものです。

説明は以上です。

よろしく願いいたします。

◆会長（谷河 績） 議案第1号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ないようでございますので、議案第1号は可決と決定しました。

農林水産課の退席を認めます。

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、提案いたします。

◆西森企画員 番外 説明します。

本件は、農地法第3条の規定に基づく許可申請で7件ありました。

これらの案件は、調査の結果、耕作等に支障がないこと、当該農地の権利を取得しようとする者は、その取得後において全ての農地を効率的に耕作し、農作業に常時従事すると認められるなど、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると思われま。

なお、No. 2は新規耕作です。

作付作物はきゅうり、なす、スイカ及び大根で、農機具はクワ、スコップ等を所有

しているとのことです。

No. 3は市街化区域で新規耕作です。

作付作物はリビアで、農機具はクワ等を所有しているとのことです。

No. 4は市街化区域の贈与で新規耕作です。

作付作物はぶどう、オレンジ、ブルーベリー、ジャガイモ及びタラの芽で、農機具はクワ、草刈機等を所有しているとのことです。

No. 5は市街化区域で新規耕作です。

作付作物はみかん、はっさく、びわ、ぶどう、及びレモンで、農機具はクワを所有しており、草刈機を購入予定とのことです。

No. 6及びNo. 7は交換移転となっております。

以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第2号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第2号は可決と決定しました。

議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、提案いたします。

◆西川主査 番外 説明します。

申請地の場所を示した簡易地図を議案と共に配布していますので合わせてご覧ください。

No. 1 申請地は、・・・に位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ha未満のため第2種農地に該当します。

申請人は、申請地に隣接する住宅に居住

する個人で、老朽化に伴う建て替えを計画しており、当該申請地を住宅敷地の一部として転用申請するものです。

No. 2 申請地は、・・・に位置し、おおむね300m以内に市の支所があるため第3種農地に該当します。

申請人は、市内在住の個人で、高齢により、営農の縮小を検討していたため、当該申請地を貸露天資材置場に転用し、備考記載の個人事業主へ賃貸借します。

事業拡大に伴い、交通の便の良いところで資材置場を探していたとのことです。

これらの案件は一般基準を満たしていると思われます。

以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第3号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第3号を可決と決定しました。

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、提案いたします。

◆西川主査 番外 説明します。

申請地の場所を示した簡易地図を議案と共に配布していますので合わせてご覧ください。

No. 1 申請地は・・・に位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ha未満のため第2種農地に該当します。

申請人は申請地に隣接する工場で・・・を営む法人で、業績が順調に伸びていることや、近隣で借りていた駐車場を返さなければならなくなったことから、駐車場及び

資材置場が不足しているため、当該申請地を露天駐車場及び露天資材置場へ転用申請するものです。

No. 2 申請地は、・・・に位置し、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にあるため第1種農地に該当しますが、集落に接続される住宅その他日常生活上又は業務上必要な施設であり、不許可の例外に該当すると思われます。

申請人は、申請地周辺で・・・法人で、現在の通所介護事業が好評で、定員の関係上、リハビリを行いたいという要望に対応できていない状況にあるため、当該申請地を地域密着型通所介護事業所へと転用申請するものです。

なお、開発許可申請中で、令和5年6月13日付で農用地区域を除外しております。

No. 3 申請地は、・・・に位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ha未満のため第2種農地に該当します。

申請人は・・・を営んでおり、申請地は和歌山インターから近く、幹線道路に近接しているため、利便性良く、スーパーやドラックストア等の商業施設及び幼稚園、小学校、病院も近くにあり、子育て世帯には住みよい環境であることから、当該申請地を分譲住宅として転用申請するものです。

なお、開発許可、特定事業許可申請中です。

No. 4 申請地は、・・・に位置し、おおむね300m以内に鉄道の駅があるため第3種農地に該当します。

申請人は・・・を営んでおり、申請地周辺に住宅地や商業施設、駅等があり、住宅用地として適地であることから、当該申請

地を分譲住宅として転用申請するものです。

なお、開発許可申請中です。

No. 5 申請地は、・・・に位置し、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にあるため第1種農地に該当しますが、不許可の例外である既存施設の拡張に該当すると思われます。

なお、今回は既存施設と申請地の間に農業用水路を挟みますが、既存施設の周囲に隣接農地がない場合、土地利用状況を考慮したうえ、既存施設の拡張に該当すると判断しても差し支えないと和歌山県に確認しております。

申請人は申請地周辺で・・・を行う法人で、近年の業績拡大に伴い、製品の置場、従業員の駐車スペースが不足していること、また工場の前面道路が狭く、大型のトラックの待機場所が少ないことから、当該申請地を露天駐車場及び露天資材置場へ転用申請するものです。

これらの案件は一般基準を満たしていると思われます。

なお、No. 1、No. 3、No. 5については現地調査及び事情聴取を行っておりますので、担当委員から報告があります。

以上です。

◆会長（谷河 績） No. 1について、現地調査並びに事情聴取を行っておりますので曾根委員さん報告願います。

◆4番（曾根 光彦） 議案第4号のNo. 1、申請地は・・・でございます。

農地法第5条第1項の規定による許可申請について、去る2月28日、笠野委員、岩橋委員、事務局職員と共に現地調査及び事情聴取を行いました。

今回の申請地は、・・・の農地でありま

す。

今回の申請に至った理由は、隣接である譲受人・・・氏と以前より土地売買の交渉を行っておりましたが、今回の契約に至ったそうです。

譲受人の事業内容は、・・・を営む事業者であり近年業績も順調に伸びているため従業員の駐車場及び資材置場として使用する計画です。

以前従業員駐車場として近隣で借地して居りましたが地主に返却することになったそうです。

なお、土地については周囲に擁壁を設置し碎石仕上げで雨水等については東側既存水路へ放流する計画です。

既に紀の川左岸の同意済みです。

何ら問題ないものと思われませんが委員皆様方の慎重なるご審議をお願いいたします。

報告は 以上です。

◆会長（谷河 績） ありがとうございます。

No. 3について岩橋委員さん報告願います。

◆19番（岩橋 章博） 議案第4号No. 3について報告します。

2月28日に現地調査並びに事情聴取を曾根委員、笠野委員と事務局とで実施しました。

・・・への転用であります。

申請地は第2種農地で・・・の所で、市道を挟んで東と西に分かれており、その市道に沿って小さな水路、申請地南にも小さな水路、その南には・・・が流れています。

事情聴取には・・・が出席しました。

質問事項として、排水は市道に沿った北方向へ流れる小さな水路へ流すとの事とし

たが、南にある水路を通して・・・へどうして流さないのかとの問いに対して、当初計画では南側となっていたが、周辺の自治会への説明会等で、南側ではあふれる懸念があると言われたので、市道に沿った水路へと変更したとの事。

市道の拡幅はどれだけかとの問いに、拡幅は6mとの事。

今回の申請理由として、2月に既に許可があったこの申請地から西方向、現在工事中の分譲が大変好評のため、まだまだ需要が見込めるとの事であるが、その根拠は何かあるのかとの問いに、現時点で工事中である19戸の分譲地はすべて完売済みであるとの事でしたので、完売済みであるという書面提出を求めました。

申請に先立つ2カ月程前に、申請地の一部を掘り起こしていたので、事前着工ではと思い、何をしていたのかとの問いに、・・・に近いため、教育委員会が文化財保護法に基づく試掘調査をしていたとの事でした。

申請地は第2種農地であるため、代替地の検討書類は提出されてはいるものの、すべて同じ2種農地であり意味がないと思い、インターチェンジにも近いのになぜ第3種農地を探さなかったのかとの問いに対して、そのことを書面で提出するように求めました。

今日まで先程事務局に確認しましたところ、提出があったとの事です。今までの状況で、分譲住宅が出来ると周辺の農地を耕作、防除する際に騒音やにおいがするとの苦情があり、農家が苦慮している事例があるがその対策はとの問いに、対して契約書に、周辺に農地がある事を承知のうえで契

約しているとの特約を設けていますとの事でした。

最後に提出された書面の説明を事務局お願いいたします。

以上が現地の状況と質問事項でした。

以上です。

◆会長（谷河 績） ありがとうございます。

◆西川主査 番外 岩橋委員からご指摘のあった資料について3種農地の検討資料と現状と以前に行った許可の売れ行き等については資料提出済みとなっております、確認をいただいております。

◆会長（谷河 績） No. 5について笠野委員さん報告願います。

◆11番（笠野 喜久雄） No. 5について説明させていただきます。

令和6年2月28日、曾根委員、岩橋委員、事務局職員と共に現地調査及び事情聴取を行いました。

現地調査の後、・・・から聴き取りを行いました。

申請地の所在地は、議案書のとおりで、面積が・・・の第1種農地です。

申請者は、・・・などの事業を展開する会社です。

申請の理由ですが、主な取引先である・・・などからの受注の伸びが目覚ましく、それに伴う業績の向上から資材置場の確保が必要となっていることに加えて、資材搬入のための大型車の待機場所が工場前の道路であるという現状を解消するためにも、工場に隣接する申請地を露天資材置場と露天駐車場として申請したということです。

申請地は、盛土とアスファルト舗装により道路のレベルとし、雨水については、西

から東への流水勾配を取るとともに、北側及び西側の田と接する面には有孔管を設置したうえで東側水路に放流すると計画しており、周辺農地への影響はないということから問題はないと思われませんが、委員の皆様の慎重な御審議をお願いします。

◆会長（谷河 績） ありがとうございます。

議案第4号について、説明、報告が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

◆10番（坂東 紀好） No. 3の簡易地図について岩橋委員の説明でわかったが申請地の中に道路があるなら明記しといてくれないと一団の申請地のように見えるので地域の人でないと分からない。

◆会長（谷河 績） 私も現地調査しましたが、坂東委員のおっしゃる通り市道が通っており幅員を6mに拡幅するそうです。

また、あまり造成高を上げると東側集落に水害が起こることを危惧し造成高を聞いたところ30cm上げるそうです。

今後、このような大きな転用についてはA4サイズで図面を付けるということでしょうか。

◆10番（坂東 紀好） よろしいです。

◆会長（谷河 績） ほかにございませんか、ないようですので議案第4号は可決と決定しました。

議案第5号 農用地利用集積計画について、提案いたします。

No. 28を先議とさせていただきます。岩橋委員、一時退席をお願いします。

・・・・岩橋委員退席・・・・

◆西森企画員 番外 先議のため議案第5号28ページのNo. 28について説明い

たします。

本件は、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定です。

再設定の契約で、賃貸借権、期間は3年、地目は田、面積は2,952平方メートルです。

以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第5号No. 28について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第5号No. 28は可決と決定しました。

・・・・岩橋委員着席・・・・

No. 81についても先議とさせていただきます。

井口委員、一時退席をお願いします。

・・・・井口委員退席・・・・

◆西森企画員 番外 先議のため議案第5号38ページのNo. 81について説明いたします。

本件は、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定です。

再設定の契約で、使用貸借権、期間は5年、地目は田、面積は2,564平方メートルです。

以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第5号No. 81について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第5号No. 81は可決と決定

しました。

・・・井口委員着席・・・

続いて、No. 28、No. 81以外について

◆西森企画員 番外 議案第5号No. 28およびNo. 81以外について説明いたします。

利用権新規設定における農地所在地図を議案と共に配布しておりますので、あわせてご覧ください。

本件は、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定で、再設定契約が204件、新規の契約が22件で合計226件ございました。

賃借権が17件、使用貸借権が209件の設定です。

賃借期間は議案書のとおりです。

また、No. 1からNo. 27、No. 29からNo. 80、No. 82からNo. 147については、農業委員会による利用権の再設定、No. 148からNo. 160については、農業委員会による利用権の新規設定、No. 161からNo. 219については、農地中間管理事業での再設定、No. 220からNo. 228については、農地中間管理事業による新規の設定です。

面積は、先議No. 28およびNo. 81以外の面積となり、田が429,908.96平方メートル、畑が35,392平方メートル、総面積が465,300.96平方メートルです。

また、うち農地中間管理事業による設定が68件あり、面積は田が132,911.82平方メートル、畑が9,707平方メートル、総面積が142,618.82平方メートルです。

なお、No. 150は松尾推進委員、No. 152は吉中農業委員、No. 155、No. 156およびNo. 158は辻推進委員によるあっせんで貸借が成立したものです。

以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第5号No. 28、No. 81以外について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第5号No. 28、No. 81以外についても可決と決定しました。

議案第6号 非農地通知について、提案いたします。

No. 17を先議とさせていただきます。笠野委員、一時退席をお願いします。

・・・笠野委員退席・・・

◆清瀧主任 番外 先議のため最初にNo. 17について説明いたします。

本件については、国からの通知である「農地法の運用について」第4（3）の規定に基づき、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないと判断するものです。

令和6年1月18日、三田地区和田で58件、109筆を和田推進委員とともに現地調査を行ったものです。

非農地通知書の交付基準に基づき、対象であると認められる農地の所有者に対し非農地判断に係る事前通知を行ったところ、非農地通知依頼書の提出がありました。面積はすべて畑で6筆、1,135㎡です。

非農地通知書の交付基準、農業的利用を図るための条件整備（基盤整備事業の実施等）が計画されていない土地であって、2

0年以上前から森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合の条件を満たしていると思われま

す。

◆会長（谷河 績） 議案第6号No. 17について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第6号No. 17は可決と決定しました。

……笠野委員着席……

続いて、No. 17以外について説明いたします。

◆清瀧主任 番外 番外、No. 17以外について説明いたします。

本件については、国からの通知である「農地法の運用について」第4（3）の規定に基づき、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないと判断するものです。

令和6年1月18日、三田地区和田で58件、109筆を和田推進委員とともに、令和5年10月12日、名草地区三葛で49件、198筆を南方推進委員とともに現地調査を行ったものです。

非農地通知書の交付基準に基づき、対象であると認められる農地の所有者に対し非農地判断に係る事前通知を行ったところ、非農地通知依頼書24件の提出がありました。

面積はすべて畑で61筆、9,212.04㎡です。

議案書番号1～25について、非農地通知書の交付基準、農業的利用を図るための

条件整備（基盤整備事業の実施等）が計画されていない土地であって、20年以上前から森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合の条件を満たしていると思われま

す。

以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第6号No. 17以外について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第6号No. 17以外についても可決と決定しました。

議案は以上となります。

◆奥谷局長 事務局からその他の報告がございますので、報告させていただきます。

◆中居班長 番外 説明します。

令和6年度和歌山市農業委員会事業計画について

お手元の計画案をご覧ください。

次年度にご覧のとおり事業計画を予定しています。主な変更点のみ説明させていただきます。

中ほどに地域計画の目標地図作成の年間スケジュールを記載しています。

時系列順に説明します。

4月に農業委員さんと推進委員さんを対象に、意向調査を実施するにあたって地区ごとに打ち合わせを行います。

その際に、地区ごとの農地リスト、意向調査書（案）、パンフレット等を用意させていただきます。

打ち合わせ後、事務局から市街化調整区域の一定規模以上の農地を所有している地主等に郵送による意向調査を行います。

意向調査の後、未回答世帯のうち担い手が見つかりしている地域に関しては、戸別訪問等により聞き取りを予定しています。

その結果等を踏まえ、地図の素案を作成し、11月以降を目途に地域への説明を行う予定です。説明後、公表・周知という流れとなります。

農業委員と推進委員の皆様には、戸別訪問の実施と地域説明会への参加をお願いします。

なお、4月の打ち合わせについては、3月15日の推進委員会議で推進委員さんにも説明しますので、日程調整についてよろしくをお願いします。

以上です。

◆会長（谷河 績） その他、何かございませんか。

なければ、第9回総会を閉会いたします。

13時40分 閉会